



第159号  
平成27年1月1日  
発行所  
一般財団法人 広島県遺族会  
〒730-0036  
広島市中区袋町1番21号  
電話 (247) 1216  
FAX (247) 1397  
発行責任者 平田 修己  
編集責任者 佐々木 幸雄  
印刷所 俳文化社

# 広島県遺族新聞



広島護国神社



備後護国神社

### 新年のご挨拶



一般財団法人 広島県遺族会  
会長 平田 修己

新年あけましておめでとうございます。  
ご遺族の皆様方には、平成二十七年の新春をお健やかに迎えのと心からお慶び申し上げます。旧年中は当遺族会に対しまして、

あたたかいご理解とご支援を賜り誠にありがとうございました。英霊顕彰運動の根幹であります内閣総理大臣の靖国神社参拝につきましては、昨年十二月に参拝された後は「今後参拝するかは差し控える」とは申し上げることは差し控えています。従来の立場を繰り返されています。八月に日本遺族会の尾辻秀久会長が安倍内閣総理大臣に面会し、靖国神社への参拝のお願い文を手交されました。  
今後、信念を貫かれ、内外の批判に屈することなく、毅然とした態度で参拝していただけるものと信じております。

なお、昨年の秋季例大祭中に国会議員一九一名が参拝され、うち大臣は三名が参拝されましたが、広島県内の国会議員の参拝は、比例区選出の小島敏文衆議院議員わずか一名となっており、周辺県の国会議員に比較して理解が得られていません。  
また、近年の護国神社への知事参拝は、全国で二十五県程度でありますが、併せて靖国神社への参拝も定着させるように要望活動を行っていく必要があります。  
遺族会としては、「総理及び閣僚の

### 謹賀新年

同	同	同	同	同	同	同	同	同
萩原三枝子	高橋伸吉	山本昭雄	竹鶴寿夫	小西照枝	篠原彌之	山田義春	平田修己	会 長
								副 会 長
								常務理事

### 特別弔慰金の支給順位表

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金の受給権者 (弔慰金の受給権者とみなされる者を含みます。)	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	子	—
3	父 母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと 4. 基準日において、遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
4	孫	
5	祖 父 母	
6	兄 弟 姉 妹	
7	父 母	
8	孫	
9	祖 父 母	
10	兄 弟 姉 妹	
11	上記以外の三親等内親族のうち、戦没者等の葬祭を行った者	
12	上記以外の三親等内親族のうち、戦没者等の葬祭を行っていない者	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していたこと

### 新年のごあいさつ



広島県健康福祉局長  
笠松 淳也

新年明けましておめでとうございませう。御遺族の皆様には、お健やかに新しい年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。一般財団法人広島県遺族会におかれましては、創立以来、会員の皆様や御遺族の福祉の増進等の各事業を積極的に推進されるのと同時に、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えていくための取り組みをされておられることに對しまして、深く敬意を表します。先の大戦が終結して六十九年が経過し、人々の戦争の記憶が風化していく中、戦争の悲惨さを次世代に語り継ぎ、戦禍により貴い命が失われることが二度とないよう、恒久平和の実現に努めていくことが、今を生きる私たちの使命であると考えています。

### 役員等研修会

平成二十六年年度一般財団法人広島県遺族会「活動方針及び事業計画」に基づき、六月十日に広島市まちづくり市民交流プラザにおいて県内各遺族会からの参加者百十名により盛大に開催されました。研修会は、午後一時から平田修己会長の挨拶で始まり、広島県社会援護課 日下 仁彦課長の来賓あいさつを賜った後、一般財団法人 日本遺族会 増矢 稔副会長の講演をいただきました。



靖国神社参拝」を定着させ、今上陛下をご親拝の途を啓いていただくことを待ち望んでいます。

県内各遺族会における英霊の顕彰運動も、遺族の皆様と行政の連携により、厳粛に執り行われています。会員の皆様方の献身とご努力に對して敬意を表する次第であります。昨年は、各遺族会の慰霊祭・追悼式に出席させていただき、戦没者へ哀悼の意を表するとともに会員の皆様とも親しくお話しすることが出来ました。

戦没者遺族の処遇改善につきましては、日本遺族会が国へ要望した事項は、ほぼ満たされたものとなっております。現在、日本遺族会において、平成二十七年に最終償還を迎える特別弔慰金の継続、増額に向けた本格的な運動が展開されています。さらには、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実、遺骨収集帰還事業の拡充強化等の諸問題の解決に向けて、日本遺族会の活動を支援していかねばなりません。

当遺族会に対する県からの補助金が毎年減額され、事業に多大の支障が出ています。補助金をいただいて実施している事業のうち、「全国戦没者追悼式」参列者の国費参列者との経費負担の格差問題、

広島県主催の沖繩「ひろしまの塔」追悼式への参列経費値上がりによる参列者の減少問題、県内護国神社の春秋例大祭参拝遺族へ配布する記念品の不足など、これらの問題解決に向けて昨年九月に役員が知事への要望を行いました。今後とも総力を挙げて取り組まなければなりません。

当遺族会も、今後ますます会員の高齢化が進み、各遺族会の活動が衰退する虞があります。昨年六月には、青年部を組織化し、組織を維持発展させるため、役員等の研修会を開催いたしました。各遺族会で青年部員の勧誘を進めていただき、今年度中には青年部の正副部長を委嘱したいと考えています。

今後とも英霊の顕彰を絶えることなく継続させ、戦争の無い平和な世界実現の願いを、戦後に育った人々に伝えていくための、中心的な団体として、遺族会を存続させなければならぬと思います。私も当面する問題を解決するため、全力を尽くして参る所存でありますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、ご遺族の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

### 沖繩「ひろしまの塔」戦没者追悼式団体参列

平成二十六年十月二十九日、平田修己会長を団長とする三十二名の参列団は、広島空港を出發し、沖繩に向かった。

当日は、沖繩護国神社参拝、対馬丸記念館を視察した後、ホテルへ。翌三十日は、追悼式会場である糸満市に向かい、午前十時三十分から挙行された追悼式に参列した。

追悼式には、沖繩県知事(代理)を始め、六名の来賓が出席され、広島県知事(代理)・健康福祉局社



平成二十七年年度追悼式典への参加について(お願い) 県知事主催のこの追悼式は、毎年三十名の定員で実施され、五年毎に知事・議長の参列のもと八十人の定員で実施されます。近年は、遺族の方の高齢化により参列者が募集人員の半数程度にとどまっています。終戦七十周年を迎える平成二十七年度は、知事及び議長が参列される年になります。ついては、青年部員の推薦出席とともに八十名の定員に達するようにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 「ひろしまの塔」の概要

昭和四十二年三月 知事、県議会議長を世話人とする「ひろしまの塔」を建設するための広島県戦没者沖繩慰霊塔建設委員会が発足

昭和四十三年五月 完成、除幕式

- ① 合祀者数 三万四千六百三十五柱
- ② 合祀者の範囲 昭和十六年十二月八日以降の、いわゆる太平洋戦争での戦没者。
- ③ 戦死者の範囲 フィリピン、ニューギニア、九千六百六十五柱、ビスマルク・ソロモン諸島、八千八百四十一柱、ビルマ・インド、千四百六十二柱

沖繩・南西諸島 千二百七十一柱、ベトナム等 九百六十四柱、硫黄島 七百八十七柱、他 二千二百五十七柱

### 全国戦没者追悼式団体参列

平成二十六年八月十五日、日本武道館において、天皇皇后両陛下のご臨席を仰いで、全国戦没者追悼式が行われました。県遺族会から平田修己会長を団長として三十二名が参列しました。

### 平成二十七年 広島県予算等に対する陳情

前日、新幹線により東京、東京スカイツリーを見学後に東京都内に宿泊した。翌十五日の当日は靖国神社に昇殿参拝を行った後、記念撮影を行い日本武道館に入場した。式典は各道府県からの遺族参列者約六千名が出席し、十一時五十分には天皇皇后両陛下がご臨場され、国歌斉唱、安倍内閣総理大臣の式辞、黙禱の後天皇陛下のおことばがあり、追悼の辞、献花が行われて滞りなく閉会した。

県補助金が平成十五年からの十年間で百八十九万円も減額されていることについて、理解を求め増額を要望した。

増額等を要望した主な事業は「全国戦没者追悼式参列事業」「沖繩「ひろしまの塔」戦没者追悼式参列事業」「遺家族記念品配付事業」「普及啓発事業」「運営費」(新規)である。

### 1 特別弔慰金支給の趣旨

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の日（基準日）において恩給法による公務扶助料、特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」といいます。）による遺族年金、遺族給与金等の受給権を有する遺族（以下「年金給付の受給権者」といいます。）がない場合に、残された遺族に対して、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債として支給されるものです。

### 2 支給対象者

別表（裏面）に掲げる支給順位表の先順位の方

### 3 参考（これまでの特別弔慰金）

終戦20周年 特別弔慰金国債 額面3万円 10年償還 昭40	終戦30周年 第二回特別弔慰金国債 額面20万円 10年償還 昭50	終戦40周年 第四回特別弔慰金国債 額面30万円 10年償還 昭60	終戦50周年 第六回特別弔慰金国債 額面40万円 10年償還 平7	終戦60周年 第八回特別弔慰金国債 額面40万円 10年償還 平17
昭47 額面3万円 10年償還 特別弔慰金国債に号	昭54 額面12万円 6年償還 第三回特別弔慰金国債	平元 額面18万円 6年償還 第五回特別弔慰金国債	平11 額面24万円 6年償還 第七回特別弔慰金国債	平21 額面24万円 6年償還 第九回特別弔慰金国債

### 女性部研修会



平成二十六年度女性部研修会は、十一月二十七日・二十八日に小西照枝女性部長をはじめ各支部から三十八名の出席者があり、宮島の「国民宿舎 みやじま杜の宿」において盛大に実施された。  
当日は、開会行事の後、佐々木事務局長から中央状況についての報告が行われた。  
その後、出席者を三班に分けて「組織の後継者 青年部」育成について」をテーマにして熱心に討議が行われ、結果が各班から発表された。

### 特別弔慰金の継続・増額要望活動について

日本遺族会で平成二十六年十二月十六日に予定されていた、第七十一回遺族大会が、衆議院の解散により急遽中止となりました。  
この大会を受けて、自民党所属の地元国会議員に要望書により要望活動を行うことができなくなりましたので、各遺族会が地元で新たに当選された地元国会議員に日本遺族会で作成された要望書により陳情活動を行うことになりました。  
この要望書の内容を掲載するので、会員皆様のご理解と協力をお願いいたします。

平成二十七年政府予算に対する戦没者遺族の処遇改善に関する要望について  
（一般財団法人 日本遺族会 平成二十六年十一月）  
戦没者遺族に関する諸問題につきましては、かねてより格別のご高配を賜り衷心より感謝申し上げます。  
おかげさまで、戦没者の遺族に

に対する各種処遇も、各位のご理解とご尽力により遂次改善が進み、感謝いたしているところであります。  
しかし、高齢化が著しい戦没者遺族は孤獨な生活環境にある者が多く、唯一の生活の糧である遺族処遇も決して満足のいくものではありません。尊い一命を国家に捧げた戦没者の遺族に対する公務扶助料・遺族年金等は、他の公務年金とは性格を異にするもので、あくまでも国家補償の理念に基づいて改定されるべきであります。どうか遺族が今後とも安心して生活を営むことができますよう、特段のご高配をお願い申し上げます。  
また現在支給されております「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」は平成二十七年六月十五日に国債の最終償還を迎えます。この特別弔慰金は、過ぐる大戦において公務のために国に殉じられた英霊に思いをいたし、終戦二十周年の昭和四十年に制度ができ、終戦三十周年、四十年と節目の年に国として改めて弔慰を表すため

（特別弔慰金の概要について次頁に掲載しました。）